

この条文にも示されておりますように、国立大学というのは、これまで我が国の学術研究と研究者養成の中核を担うとともに、全国的に均衡のとれた配置によりまして、地域の教育、文化、産業の基盤を支え、学生の経済状況に左右されない進学機会を提供するなどの重要な役割を果たしているわけでございますが、このような役割というのは、法人化を契機にしまして一層積極的に果たすことが国立大学に対する国民の要請ではないか、このよう認識しております。○横光委員 もっとわかりやすく言えば、私は、全国的に均一に配置された形で、学術研究あるいは研究員の養成ということもお話しされました。要するに、全国的に本当に均一に配置された中で、しかも私立大学と違うところでの学費の安さ、そしてまたそれぞれの各県にとって、また存在として、地方の知的分野の拠点である、そういういたところにやはり国民は国立大学の意義を求めているのではないかという気がするわけですが、我が国の高等教育に対しても公財政支出、これはGDP比でわずか〇・五%、経済協力開発機構、OECD平均一%を下回るという状況なわけですね。

中教審の答申で、「我が国の高等教育の将来像」という項目において、「学生個人のみならず現在及び将来の社会も高等教育の受益者である。」このように答申では記されております。大学教育によつて社会全体もまた利益を得ているんだ。学生個人が受益者であるということは、これはもう申すまでもないわけでございますが、そうしますと、社会も受益者であるとはつきり明確に打ち出されているわけですが、政府はどの程度の国立大学における私費、いわゆる個人負担が適正だと考えておられるのか、お考えを示していくいただきたいと思ひます。

○石川政府参考人 お答えを申し上げます。

高等教育に関しては、学生個人のみならず、今お話をございましたように、高等教育を受けた人材によって支えられる現在及び将来の社会もまた

育に要する費用というのは、学生個人のほか社会全体で負担すべきことといたしまして、高等教育の受益者であるということといたしまして、高等院校その際、どの程度の個人負担が適正であるのか一義的に定めるということは困難ではないかといふうに考えておりまして、高等教育を受ける者と受けない者との公平の観点ですとか、その時々の社会経済情勢等を総合的に勘案するとともに、学ぶ意欲と能力のある学生が経済的な理由により進学を断念することのないようにしていくことが重要であると考えております。このため、文部科学省におきましては、奨学金制度を設け、年々その充実を図るとともに、各国立大学法人におきましては、経済的理由によつて授業料等の納付が困難である者等に対する免除措置等を講じているところでございます。

文部科学省におきましては、今後とも教育の機会均等が確保されるよう努めてまいりたい、このように考えておるところでございます。

○横光委員 確かに、どの程度の個人負担ということを定めるのは困難である、私もそれは、数字を示せというのはどうだい無理な質問だとは思つております。

しかし、どの程度のお考えかというのは、やはり先ほど言いましたように、個人だけではなく社会も受益負担者であるというならば、政府の方はある程度の目安を、個人負担の方々に対する目安はやはりしっかりと把握しておかなければならぬ、いんではなかろうか、そういうふた思いで質問したわけです。

例えばヨーロッパでは、国そのものが高等教育の受益者である、そういうふた認識のもとで、ほとんどの国立大学は授業料がないというのが現実でもあるわけですね。こういった諸外国の例等を勘案しながら、しかし、私立大学、そして国立大学、さらに全国の均一の配置あるいは機会均等、さまざまなことを考えてやはり取り組んでいくてほしいという思いでいっぱいございます。

その授業料なのでございますが、授業料の標準

額が、昨年の十二月二十二日、年末に、ぎりぎりに引き上げが通知されております。今年度の授業料ですね。ところが、これは昨年の八月の概算要求のときには、そつした話はなかつたわけですね。いわゆる標準額の改定というのは、概算要求では盛り込まれていなかつた。であるから、当然、法人化になって二年目になる各大学は、標準額の改定はないという思いで次年度の学校運営の準備を取りかかつてゐたと思うんです。そして、それが年末ぎりぎりになつて突如、事前説明のないまま各大学に授業料標準額の改定の通知が来た。これでは、もう次年度の用意をするには余りにも時間がなさ過ぎて、ほとんどの大学が大混乱に陥つたというふうに聞いておるわけでございます。

これはある意味では、授業料が不明のまま入学試験を受けることになる学生や保護者にとつては、私は非常に無責任な話になつたのではないか、また、大学運営にも大変な支障を来すことになつたのではないかと思うんですが、なぜ、この夏から年末の数カ月の間に突然標準額を引き上げることになつたのか、その理由をちょっとお示しいただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○石川政府参考人　お答えを申し上げます。

昨年の概算要求時点におきましては、授業料の標準額の改定というものについては盛り込んでおらなかつたわけござります。これまでも授業料の改定におきましては、概算要求時点ではそのよう改定は盛り込んでおりませんで、予算編成の過程におきまして、その時々の社会経済情勢等を総合的に勘案して授業料の改定を行つてきたというような経緯がございます。

今回の改定につきましても、このような経緯等を踏まえまして、予算編成の過程におきまして協議、折衝を通じまして授業料の標準額の改定を行つた授業料交渉に、毎年国立大学のときにはそういうようなこととなつた次第でございます。

○横光委員　今のような御説明ならば、何で大学で混乱が起きるんですか。これまで、入学金、授業料交渉に、毎年国立大学のときにはそういう対策をとつてきましたということを各大学は知つて

いる。しかし、法人化になつて一年目、そして二年目にならうとしているときに、突然年末にこのような授業料の変更を通知され、今あなたがおっしゃるようなことであるならば、どこの大学も何ら混乱することはないじゃないですか。そうでしょう。大変混乱を来したんです。しかも、大学の授業料が上がるか上がらないか、幾らになるかわからぬまま試験を受けた学生さん、いっぽいおるんですよ。これまでそういうことはあつたんですね。

だから、そういうたの説明じやだめでしよう。これまでの国立大学と今の国立法人化大学はやり方が違うんですから。ですから、今回は、突如としてああいうことになつたということに対しても、うちよつと説明不足だつた、いろいろな理由で結局やむを得ずあのようなことになつたんだということを説明しないと、やはり余りにも不親切ではなかろうかという気がしておるのでござります。

また、この授業料引き上げに当たつて、複数の学長さんは、運営交付金が標準額をもとにして措置されている以上、授業料の据え置きは困難であつた、標準額が改定されると、それでも上げないでいいこうというところはやはり難しいんだ。それはそうですよね。上げなければその差額を埋めることはできないわけですから。事実、学部、大学院を通じて授業料の据え置きを決定したのは、大学では佐賀大学のみである。

つまり、法人化によつて授業料の設定の自由度が増した、あるいは増す、そういうふうに言われておるんですが、実際のところ、大半の国立大学が授業料を引き上げたことから見ても、事実上、大学には選択の余地がなかつたということになるんじやないかと思いますが、いかがでしょうか。

○石川政府参考人 今回の授業料標準額の改定に伴つて、運営費交付金等々、その財源の状況が厳しくなる、それが各国立大学の学長さん方を大いに悩ませたのではないかというお話でございま

思つておりますけれども、運営費交付金等の財源措置につきましては、授業料の改定額に伴います増収予定見込み額というのが大体八十億円程度と見込まれております。運営費交付金の算定ルールの基本的な考え方からいえば、こういった収入があるときには運営費交付金をその分減額する、そういうことがありますので得るだけでござりますけれども、今回の場合は、そういう減額を行つておりますで、先ほど申し上げました増収の予定見込み額に相当する額を運営費交付金の中で別途措置をいたしておりますところでございます。

○横光委員 それでもやはり、こうして標準額が改定された以上、ほとんどの大学が、これに合わせて今年度の授業料を値上げしているわけでござります。一万五千円。全国の国立大八十九校のうち、八十一校が値上げをしている。あるいは、値上げ幅を抑えたり据え置く大学も八校あるわけですが、いわゆる全国一律だった国立大の授業料が、この四月以降、初めて横並びという形が崩れて、いつたわけでござります。

格差がここで生じ始めたのではないかということになると、なるわけございますが、まず、佐賀大学は値上げをしなかつた。愛媛大学は九千六百円、三分の一だけ値上げをする。なぜ、大多数の大学が一万五千円という標準額どおりの値上げを行うのか。

要するに、当然のごとく、財政上の問題ということになると思うんですが、であるならば、やはり財務諸表の公開など、具体的に説明していくなければならないのではないか。これだけ学校もいろいろな形で効率化を図り、努力をしているけれども、こういった状況でこれだけ苦しいんだ、そこで何とか御協力をという、せめてそういった形をこれからは、それぞれの大学の法人化の努力というものが受験者、保護者、国民に見えるような、そういう形がこれから始まるのではないかと思うかという気がするんですが、その点はいかがでしょうか。

しているということは、そういった状況があると思います。運営費交付金の算定ルールの基本的な考え方からいえば、こういった収入があるときには運営費交付金をその分減額する、そういうふたことがありますけれども、今回の場合は、そういう減額を行つております。それで、先ほど申し上げました増収の予定見込み額に相当する額を運営費交付金の中で別途措置をいたしております。

○横光委員 それでもやはり、こうして標準額が改定された以上、ほとんどの大学が、これに合わせて今年度の授業料を値上げしているわけですがあります。一万五千円。全国の国立大八十九校のうち、八十一校が値上げをしている。あるいは、値上げ幅を抑えたり据え置く大学も八校あるわけで、この四月以降、初めて横並びという形が崩れていったわけでございます。

○石川政府参考人 今回の授業料の標準額の改定につきましては、私どもいたしましても、予算の内容が決まりましてから、年明けには例えば各プロックごとにそれぞれの国立大学に集まつていただきまして、そういった場で今回の内容ですとか趣旨を御説明、お伝えしておる、そういうふたことをやってきております。また、それぞれの大学におきましても、通知を御父兄に発出する、あるいは校内の掲示板で掲示をする、あるいはホームページでお知らせをする、さまざまな手段によりまして、関係者に対して、そういった内容、それから授業料改定の方向について御説明をし、御案内をしていくということでございます。

○横光委員 しかし、私は、まだまだそういうふた意味ではもう少し徹底を図つて、これからやはり経済が、どちらかといえば、右肩上がりの時代が終わつたにもかかわらず授業料だけは年々右肩上がり、こういった状況であるだけに、説明というものが非常に重要であるということを訴えたいと思つております。

この中で、愛媛大が、ほとんどの大学が授業料を一万五千円上げている中で九千六百円だけ値上げする。これは、学長さんの話では、学生の負担が大き過ぎる、現在でも授業料は高いんだ、国との値上げ方針に抗議の意味を込めたということまで言つておるんですね。法人化になった以上、それぞの学長さんの認識はこれから変わつてくるかと思ひますが、こういった学長さんもいらっしゃる。

ですから、その足りない分を自主的につくらなければならぬ。いわゆる効率化とか、あるいはいろいろな形で寄附金を集めたりやらなければならない。約四千四百万円の財源不足が生じるというわけです。この愛媛大では中退や休学を防ぐ取り組みを行なうということでございますが、結果、財源不足はもうしようがないんだ、それぞれの大学で知恵を絞つて不足した分は補え、こういった形、いわゆる学校経営に別な形で負担をかけていくことになるわけです。

○石川政府参考人 今回の授業料の標準額の改定につきましては、私どもといたしましても、予算の内容が決まりましてから、年明けには例えば各プロックごとにそれぞれの国立大学に集まつていただきますて、そういった場で今回の内容ですか趣旨を御説明、お伝えしておる、そういうことをやってきております。また、それぞれの大学におきましても、通知を御父兄に発出する、あるいは校内の掲示板で掲示をする、あるいはホームページでお知らせをする、さまざまな手段によりまして、関係者に対して、そういう内容、それから授業料改定の方向について御説明をし、御案内をしていくということでございます。

○横光委員 しかし、私は、まだまだそういう意味ではもう少し徹底を図って、これからやはり経済が、どちらかといえば、右肩上がりの時代が終わつたにもかかわらず授業料だけは年々右肩上がり、こういった状況であるだけに、説明というものが非常に重要であるということを訴えたいと思っております。

この中で、愛媛大が、ほとんどの大学が授業料

学校の方は学生に負担をかけないように努力する、ところが学校はそのために大変な負担が生じる、こういった経営の姿が今回この愛媛大の場合では浮き彫りになつたんですが、この点はやはり文科省としては、やむを得ないんだ、それぞれの学校の自助努力でやつてもらうしかないんだということをお考えなんでしょうか。

○石川政府参考人 今委員からお話をございまして、たように、愛媛大学と一部の大学では、標準額どおりの改定をしないというような形をとっているところもあるわけでございます。また、その理由をいたしまして、そういうた財源不足にならないようなどと、例えば愛媛大学の場合には、増加傾向にある休学者とか退学者を減らすというような努力をしようというところもあると聞いております。

ただ、財源論といいますか、運営費交付金のことに関しましては、先ほども申し上げましたけれども、全体としては約八十億円でござりますけれども、これが算定ルールであれば減るということがあり得るところを、別途きちと措置をしておるわけでございまして、運営費交付金全体としては前年度の水準を確保できてるものと私どもは考えております。

その上で、それぞれの授業料標準額をどう改定するか、あるいははどういうふうに扱っていくかと申しますと、いきましては、各国立大学法人におきまして、学部や大学院の構成ですとか、あるいは外部資金等の自己収入の状況、経営効率化への対応状況、あるいは教育研究の充実方策なども考慮しながら判断をするということであろうかと思つておりますし、各法人の実情が異なるために、大概にその対応といったようなものを考えることもなかなか難しいのではないか、こんなふうに思つております。

○横光委員 確かに、それぞれ学長のリーダーシップのことで、それぞれの学生、学校の特徴を出して、生かしていくというのが法人化の一つの目的であるでしょう。ですから、そういった上げないであります。

学校の方は学生に負担をかけないよう努めます。ところが学校はそのため大変な負担が生じる、こういった経営の姿が今回この愛媛大の場合には浮き彫りになつたのですが、この点はやはり文科省としては、やむを得ないんだ、それぞれの学校の自助努力でやつてもらうしかないんだというお考えなんでしょうか。

○石川政府参考人 今委員からお話をございまして、愛媛大学と一部の大学では、標準額などを改定しないというような形をとっているところもあるわけでございます。また、その理由をいたしまして、そういった財源不足にならないようなことで、例えば愛媛大学の場合には、増加傾向にある休学者とか退学者を減らすというような努力をしようということもあると聞いております。

ただ、財源論といいますか、運営費交付金のことに関しましては、先ほども申し上げましたけれども、全体としては約八十億円でございますけれども、これが算定ルールであれば減るということがあり得るところを、別途きちつと措置をしてお

ところも出てくる、据え置きのところも出てくる。いろいろな形で大学の取り組みが変わってきていると思うんです。

私が心配するのは、そのことによって、先ほど言いました全国的な適正な配分、あるいは小さくなつて財源が厳しくなつて、結局最後まで統合していく道しか残されなくなるような地方の大学が出てくるのではないかということを心配しているわけでございます。

今回の法人化になつてから極めて特徴的なことは、現場の状況ですね、いわゆる財源不足に伴つたいろいろな状況が発生しております。非常勤講師の賃下げあるいは解雇の問題、そして不払いや残業の問題等が非常にこの法人化の後に際立つて発生していることが多いんですね。

これまで、国立大学当時にもそういう問題はあつたでしようけれども、それでもそういった問題は、それなりの労使の協力によつて、そんな大きな問題ではなかつた。ところが、今回法人化になつてから、何と労働基準監督署が立ち入り調査をするとか是正をするとか、学校教育分野ではあつてはならない、一番あつてほしくない、ようなことが今回法人化の後に随分起きておるんですね。広島大では告発状まで出している。

この内容は、国立大学のときは特別時間外労働を設けることをやむを得ず認めてお互に努力してきた、ところが、四月の法人化後には、この特別時間外労働、さらにこの制限をオーバーする労働状況が恒常的になつた、とうとう耐え切れなくなつて告発という事態に至つてゐるわけですね。すべては財源が削られることによつて始まつてゐるわけでございますが。つまり、のまま耐えていくと過重労働と不払い労働が未來永劫続くといった非常に厳しい事態が、法人化後、広島大で起きた。さらには滋賀医大、ここでも残業代の未払いというものが膨大な数になつてゐるわけです。

ところも出てくる(据え置きのところも出てくる)
前期だけ上げないところも出てくる。いろいろな形で大学の取り組みが変わってきてると思うんです。
私が心配するのは、そのことによって、先ほど
言いました全国的な適正な配分、あるいは小さくなつて財源が厳しくなつて、結局最後まで統合
いう道しか残されなくなるような地方の大学が出て
くるのではないかということを心配しているわ
けでございます。
今回の法人化になつてから極めて特徴的なこと
は、現場の状況ですね、いわゆる財源不足に伴つたいろいろな状況が発生しております。非常勤講師の賃下げあるいは解雇の問題、そして不払いや残業の問題等が非常にこの法人化の後に際立つて
発生していることが多いんですね。
これまで、国立大学当時にもそういった問題
はあつたでしようけれども、それでもそういった問題は、それなりの労使の協力によつて、そんなに大きな問題ではなかつた。ところが、今回法人化になつてから、何と労働基準監督署が立ち入ります。

ね。一生懸命働くけれども結局残業代が払われない。あるいは信濃大の附属病院、ここも未払いが多い。

とりわけ国立大学法人化の中での医大関係、医学関係、このあたりのこういった問題というのは、大変憂慮されることだと思うんですね。事は人の生命にかかるわけですので、こういったところでの過重労働あるいは不払いという問題は、それこそ先生や職員や看護師いろいろな方たちに影響を与えることによって、果ては患者さんにまで影響を与えかねない。

そういった意味で、地方は大学病院がある意味では医療のセンターでございますので、こういったところの信頼というのは非常に高い。ですから、患者さんも多い。ですから、このような過重労働というもののが出てくるんでしようけれども、やはりここは、じゃ、それを補うにはもう人材確保しかない、それには財源が足りない、この状況が起きてくることが私は非常に心配されるわけです。地方の医療センターでは、優秀な医師や看護師が出ていってしまう、こういう状況だと。そうすると、人材確保が難しくなる。地方の医学あるいは医療の中心である地方の医大の中でこういったことが起きるというのは、非常に問題があると思うんです。

これらのことに対する対応としては、全国的にどれだけこういった不払い等が起きているのか、あるいはさまざまなこういった不払い残業等があるのかを文科省もやはり調査する必要があるかと思うんです。問題が出てから対応するのではなくて、そういう調査も必要ではないかという気がいたしますが、それはされておるんでしょうか、いかがでしょうか。

○玉井政府参考人 様答えを申し上げます。
法人化いたしましたので、適用する身分関係が異なつておることはもう委員御案内のとおりでございます。国家公務員から非公務員型の国立大学法人の職員ということでございまして、したがつて、適用される法令も、今の労働関係であります

と労働基準法が適用になるわけでございます。したがつて、こういう労働関係をきちんと理解し、諸規定を整え、そしてきちんとした取り組みをするということが基本になつてまいります。そのたがつて、このように理解をしておりまして、そういう意味において、使用者が労働者に時間外労働をさせた場合には割り増し賃金を支払わねばならない、したがつて、このような場合には適切に支払うことが必要ということは当然の前提でございます。

そして、御指摘のように、残念ながら残業手当の不払いということが、数大学において労働基準監督署の指導を受けているということも私どもは承知しておりますけれども、そこはきちんと労働基準監督署とも相談しながら改善が図られているということもまた、私どもとして承知をしているわけでございます。

いずれにせよ、これは私ども、法人化ということでござりますので、もともと大変柔軟な組織形態、組織運営ができる、管理運営ができるということをございます。そういう組織編制や人員配置あるいは勤務形態の活用、それから意識改革、こういうことを通じて各法人として適切に取り組んでいただきたいということが基本でございますの

で、こういう個別のことについて改めて調査といふことは考えていないわけでございます。

ただし、先ほど来申し上げておりますけれども、こういうことをきちんと各法人に御理解いただきたいと要請を続けておりまして、こういう事例なども紹介しながら、きちんととした対応をされるようになります。

私は、ゆとり教育というのは私自身は非常にすばらしい、ゆとり教育という言葉が余りよくないのであつて、総合学習という、子供たちが自分たちの力で考え、そして行動をし、成果物をそれぞれにつくり上げていく、私は自分の息子と娘が公立の小学校、中学校におりますので、そういう子供たちの活動を見ておりまして、総合学習の時間というのはすばらしいなどというふうに評価をしておりました。

また、ゆとり教育、この言葉がやはりよくなかったんだと思うんですが、総合学習ですね、総合学習の時間等については、臨教審の議論以来、オール文部省として長い長い時間をかけて世に問うてしたものである、世に問われたものであるという意味においては、大臣のこの拙速過ぎたといふう

きょうは、私の後に我が党の真打ちであります松本大輔さんが控えておりますので、私はその前座として幾つかの事実の確認等をさせていただきたいというふうに思つております。

まず、これは実は、大臣、済みません、質問通告をさせていただいていいんですけど、けさの日経新聞に大臣の発言として、ちょっと大臣の御見解を伺わせていただきたいことが出ておりましたので、若干聞かせていただきたい。

昨日、スクールミーティングで茨城大学教育

部附属小学校、中学校を御訪問されたというふうに承つております。

そこで、中学校三年の男の子が、自分たちの代だけ上や下の学年に劣ることになるのではないか心配だというような趣旨、教科書が薄くなつてしまつているという趣旨の発言があり、それに対する中山大臣は、「ゆとり教育の見直しで教科書のページ数も元に戻りつつある。皆さんには申し訳なく思う」と、日経新聞の書き方では謝罪をしましたというふうに書いてあります。また、「ゆとり教育の導入は拙速すぎた。授業数まで削減したこととは反省点。自分の頭で考える主体性のある子どもを育てたい」と述べられたというふうに出てございます。

私は、ゆとり教育というのは私自身は非常にすばらしい、ゆとり教育という言葉が余りよくないのであつて、総合学習という、子供たちが自分たちの力で考え、そして行動をし、成果物をそれぞれにつくり上げていく、私は自分の息子と娘が公立の小学校、中学校におりますので、そういう子供たちの活動を見ておりまして、総合学習の時間というのはすばらしいなどというふうに評価をしておりました。

小学校の先生からは、総合的学習の時間、最初は戸惑いもあつたけれども、一生懸命頑張つてやつてきた、かなりの自信もあるというふうな話もありましたし、また中学校の方では、選択教科なども、その中でもいろいろな御意見がありました。

また、子供たちからは本当に率直などといいますかいろいろな御意見があつたわけでございました。ただ、子供たちからは本当に率直などといいますか、今川内委員が話されたように、自分たちの世代だけが何か割を食つたといいますか、学ばない

で卒業することになるんじやないか、こんな話もありましたし、ゆとり教育の中で、学校よりも外で勉強しなければならなくなつたということについてこれはちょっと問題ではないかという、本当に子供たちが率直にいろいろなことを言つてくれましたので大変勉強になつたな、こう思つています。

その中で私も申し上げたんですけれども、ゆとり教育、私もあなたと同じように言葉が悪かつたなと思うので、このゆとり教育というのが、子供たちに、余り勉強しなくともいいんだよ、あるいは先生方にもここまで教えればいいんだよという間違つたメッセージを与えることになつたとすれば、これはいけなかつたと思うというふうなことは率直に申し上げました。

その中で、やはり総合的な学習の時間というものが本来ねらいとしていたものは間違つてないんだ、やはり基本的なことはしっかりと覚えた上で、そして自分の頭で考え、判断できる、そういう主体性のある子供、これからどういう時代になるかわからない、どういう社会になるかわからないけれども、一人一人の皆さん方が自分の人生を大切にしながら充実した人生を送つていくためには、やはり勉強しなければならないし、総合的な学習ということを通じてそういう力も身につくんじゃないかな、こういうことを申し上げたんです。

その総合的な学習の時間は、確かにいろいろ準備もあつたし、準備もしていたと思うんですねけれども、私が思いますに、もう少し文部科学省として、いろいろなメニューといいますか、こういうふうにやればいいんじゃないとか、もつともつと現場の先生方が参考になるようないろいろなケースだとか、そういうものを提示すべきだつたと思うんです。

しかし、あのときの議論を聞きますと、そういうことをするとまた一方的に文部科学省の押しつけになるんじゃないとか、あるいは画一的なことをやらせてはいけないんじやないかという御意見もあったということで、どちらかといえば、現

場の先生方に、丸投げという言葉は悪いんですけども、考えてください、創意工夫してください、いてこれはちょっと問題ではないかという、本当に子供たちが率直にいろいろなことを言つてくれましたので大変勉強になつたな、こう思つています。

その中で私も申し上げたんですけれども、ゆとり教育、私もあなたと同じように言葉が悪かつたなと思うので、このゆとり教育というのが、子供たちは本当に苦労されたし、労力的にも時間的にも大変だったという話を聞くわけございます。

ですから、一生懸命取り組んでおられた先生方というのは、何だ、せっかくここまで自分たちが努力してやつてきたのにもう変えるのかという話もありますし、一方ではほつとしたという声もあります。それで、また子供たちの中にも、附属中学校ですから小学校を経てきているわけですから総合的学習の時間というのは余り意味がなかつたんじゃないかというような発言もあつたわけでござります。

ですから、この総合的な学習の時間というのは本当に大事な時間だと思いますし、子供たちにとっては非常に貴重な一時間一時間、一日一日だと思つんですね。その中でどのように活用していくのかということはやはり考えていかなければいけない。そのためには、一体どうなつてあるんだか、今どういうふうに行われているかということを実証といいますか、まず調べることから始めなければいけぬ。

そういう意味で、今スクールミーティングをやつしているんですけれども、現場に行けば行くほどいろいろな課題が見つかるといいますか、出でてくる。そういう意味で、私はもつともつと回らなければいけない。まだきのうのところなんかはいひ方だと思うので、そうじやないところ、なかなかこれは難しくて、来てください、来てくださいと言つところは自信があるから来てくださいと言つております。

特に高等教育の機会提供ということでは、地方の大学におきましては、比較的所得の低い家庭の子弟を多く受け入れているという傾向があるわけですが、また、鹿児島県もそうだと思いますけれども、我が宮崎県におきましても、高校ではます国立大学、国立大学が非常に志向が強まつた」とか、「学長のリーダーシップが強まつた」とか、あるいは、「地域社会とより密接な関係を求めるようになつた」などの、意識が大きく変化をしているというお答えが多かつたようになります。

しかし、その一方で、裁量が広がつたのかとい

うことに関しては、東京大学の学長が、両手両足を縛られて海に投げ込まれ、さあ泳げと言わられるようなもの、これはおぼれてしまうわけですけれども、というようなお答えをしていらっしゃ

きょう、委員の先生方にお願いなんですけれども、それでも、考えてください、創意工夫してください、ということをそれこそ保護者の立場から見て、いたいことをいたいだけ聞いて、まだようないろいろな御意見を聞かせていただければあります。

○川内委員 ありがとうございます。
長い時間をかけて議論を積み上げて導入をされた政策でありますし、それを、現場がどうなつているのかということをしっかりとごらんいただいて、またその次の議論に反映させていただければあります。

それでは、この委員会にかかるります国立大学法人法の一部を改正する法律案について、幾つかの点を聞かせていただきたいというふうに思

います。
まず、昔は国立大学、今は国立大学法人でありますが、一般には我々国民は、経営の形態あるいは組織のあり方が、国立であろうが国立大学法人であろうが国立大学というふうに思つてゐるわけですが、国立大学といふことに思つた大臣にまず御見解をお示しいただきたいといふふうに思います。
まず、昔は国立大学、今は国立大学法人であります、昔は国立大学、今は国立大学法人であります、昔は国立大学といふことに思つてゐるわけですが、国立大学の存在の意義といふところを聞かせていただきたいといふふうに思つた大臣にまず御見解をお示しいただきたいといふふうに思います。

○中山国務大臣 国立大学は、従来より、全国的に均衡のとれた配置によりまして、学生の経済的状況に左右されない高等教育の機会を提供していくということとあわせまして、地域の人材養成とか、あるいは教育、文化、産業の基盤を支えてきた、こう思つてゐるわけでございまして、我が国の学術研究と研究者養成の中核を担うなど、大変重要な役割を果たしてきている、このように思つております。

文部科学省といたしまして、この国立大学の研究、そして教育環境が一層活性化して、国立大学が国民あるいは社会の期待に一層こたえていくことができるよう必要な支援を続けてまいりました、このように考へております。

○川内委員 きょうのこの日経新聞の国立大学法

人化に伴う経営者の皆さんの意識調査でも、今大

臣がおつしやるよう、「経営マインドが芽生え

五

針が決まった後にはできるだけ多くの余裕のある時間を持つてお知らせをしたり、混乱ができるだけ少ないよう、もっと何か工夫があるのか、そういうことを考えるべきであつたかも知れない、このようなことを考えております。

○川内委員 今の高等教育局長の、各大学の意見を十分に聞くべきであったと思う、これからは聞いていく、さらには、方針を決定した後は十分に学生さんあるいは親御さんに対してもそれを周知する期間を設けなければならないというのが反省点である。したがつて、今後はそのような方向になつていくんだろうと思いますが、今の局長の御答弁を中山文部科学大臣に、大臣として、政府の見解として御確認いただきたいというふうに思います。

○中山国務大臣 学長等に聞けば、それはもう下げほしい、安い方がいいと言うのはわかっているんですけども、やはり一応聞くというそういう手順も必要なのかな、こう思うわけでございます。

先ほど話がありましたように、私学の方で一万四千円ぐらい上がっているといふことも一つのめどになったと思うんですけども、私も、大臣になつてすぐでございましたが、こんなものを何で上げるんだと実は思つたんですね。なかなか、主計局といいますか、きょう来ているかもしれません、かたいところでございまして、私もおりましたのでわかるんですが、それいろいろと折衝をしながら、本当にある意味では大変な折衝の中でこういう額になつたと私は思つておるわけでございます。

適正な範囲内が幾らかということはなかなか難しいんですけども、先ほどから言つていますように、国立大学というのは授業料が安いということがやはり一つの特徴といいますか特色だったわけですから、そういったこともしつかり踏まえた上でやつしていくべきだと私は思つております。

今回のことについて、法人化してすぐのことでしたから、混乱、まあ何をもつて混乱とするのか、

うんすけれども、余り遅きに失したと。私学はどうなのかなと今ちょっと聞いてみたんですけれども、私学の場合にはもっと早く値上げ等も公表しているというようなことも聞いているわけでございます。

そういう意味で、学生とか保護者の立場に立て、申し上げなければいけないときにはやはり少し前広にお知らせするとか、そういうことも考えられるんじやないかと思うわけでござります。が、基本的に本當に抑制的にやっていくということを前提にして考えていただきたいと思っております。

○川内委員 私、ちょっと質疑が終了しましたという紙が入つたので、あと一問だけ、済みません。では、授業料についてはそういうことで、あと入学金ですね。入学金については、大臣も国立大學生の方が既に私学より高くなっていると。平成十六年の私立大学の平均の入学金が二十七万九千七百九十四円、国立大学は平成十四年が二十八万二千円ということで、現時点においては既に国立大学の方が入学金は高いという状況でございます。

入学金は、今までずっといろいろなことを値上げしてきたわけですから、たまには値下げもして、学生さんや親御さんたちに、なるほど、下がることもあるのかということを一度お示しになられたなどと思つていて、大臣は義務教育改革の際も「甦れ、日本!」という提言をされたわけですが、日本が活力ある社会によみがえるためには、やはりある程度は創意工夫ですとか切磋琢磨といったところが、やはり少なくともスタートラインは一緒だという大前提がしっかりと守られていなければいけないんじゃないかなというふうに思つています。

○中山国務大臣 政治家としては、そういうことができたらいいなとは思いますが、ちゃんと御見解をお示しいただきたいというふうに思ひます。

題として、確かに逆転現象が起つておるわけでございまして、これはむしろ、国立大学が上げてきたというよりも、私学が下げてきたという要因の方が大きいと思うわけでござります。

今委員御指摘のように、保護者の負担というようないますけれども、もちろんいろいろな課題があります、物価が下がつておる中なぜだと言わざりますけれども、物価にもいろいろありますと、もちろんいろいろなことを考えますと、大学に行く人

でございます。この学校の関係もやはりそういうものに入ると思うので、そういう中でなかなか難しいと思いますけれども、基本的には、できうものは本当に国立大学でしか担えないもののなかどうかというと、やや疑問が残るような動きをしているというようなことも聞いているわけでございます。

○松本(大)委員 民主党的松本大輔です。どうぞよろしくお願ひします。

先ほど川内委員の方から国立大学の存在意義という御質問があつたわけですけれども、やはり私も、そもそも国立大学の役割とは何なのかというこの点から、ぜひ本日の質問を始めさせていただきたいというふうに思つてます。

なぜそのような疑問を持っているかというと、ちょっと前置きがしつこくなつてしまいましてけれども、本日川内委員も、先ほど横光委員も、それから水曜日、石井委員も取り上げていらつしゃいましたけれども、授業料の値上げの問題であります。先ほどの御質問もあつたわけですが、改めて確認させていただきたいと思います。

今回、一万五千円という形で標準額の値上げをされて、そしてなぜ値上げ幅が一万五千円になりましたのか、客観的な根拠を示しつつお答えをいただきたいと思います。

○中山国務大臣 教育の機会均等ということは、これは義務教育費国庫負担法の関係でしばしば御質問もありましたし、またお答えもしたわけでございまして、義務教育におきましては、少なくとも中学校を卒業する段階では、それこそどんな山間僻地、離島に生まれても、同じスタートラインで人生をスタートさせたい、これが国の責任ではないか、このようなことを申し上げた記憶があります。

そういう意味で、大学についても教育の機会均等が大事ではないか、こういう御質問だろう、このように思つわけでございまして、そのことはまさにそのとおりだと思います。ただ、高等教育ということになりますと、大学に行く人と行かないで働きながら税金を払つておる方々、行かないで働きながら税金を払つておる方々、いらっしゃる、そういう均等といふこともやはり考えなければいけないんじゃないかな、こう思つておるわけでござります。

繰り返しになりますけれども、そういう意味で、大学に行く人と行かない人の関係、あるいは私学

に行く人と国立に行く人の関係、均衡とかいろいろなことを考えながら、繰り返しのお答えになり

説明をいただきたいんですが。
○石川政府参考人 まことに申しわけございませ
ん。失礼をいたしました。

しながら授業料の標準額というのは決めていくべきものであろう、このように考えておるところです。

○松本(大)委員 ござります。

の均衡、バランスというようなお話をあつたんですが、それが果たして結果の平等まで行くのかどうか

うかというのは、私は少し疑問に思つてゐるわけ
なんです。

それはおいておきまして、私学に行く人と国立
二行へ二ひり二二ふしが、ムテラモ美斗

は行く人ということなんですか 私大の授業料の状況というものが具体的には一体どういうことを

指すのかということがちょっとまだ触れられていないように思いますので、例えば、今回の改定前、

国立大学の授業料は平成十五年、五十二万八百円だったわけなんですが、そのときと今とを比較し

て、私立大学の授業料というものがどのように変化しているのかについて御説明をさせて下さい。

○石川政府参考人 お答えを申し上げます。

私立大学の授業料につきましては、平成十六年の実績では八十一万七千九百五十二円、平均額で

ございます。例えばこれの五年前、十一年では七十八万三千二百九十八円……（松本（大）委員「平

成十五年の国立大学の授業料の値上げ前の水準と比較してどうなつか、同じ期間で比べたまんです

「此轉りの事の方 同じ期間で上へたい人で
けれども」と呼ぶ) はい。

十五年の値上げ前 十四年の場合ですと 私立
大学の場合は八十万四千三百六十七円ということ

○松本(大)委員 ちょっと最後まで御説明をいた
になつてござります。

だいていないんじやないかなと思うんですが、私

を一万五千円にしたのであれば、私立大学の授業料は、要するに、さつきの御答弁だと、十五年当時が八十万四千円ぐらいとおっしゃつたんですか。幾ら値上げをしているから、だから、同じ期間でこれだけの値上げになつたんだ、そういう御

○石川政府参考人 まことに申しわけございません。失礼をいたしました。

直近の状況で申し上げますと、十四年の私立大学の授業料につきましては、先ほど申し上げましたように八十万四千三百六十七円でございました。これが十六年度では八十一万七千九百五十一円というふうになつております。その差は約一万四千円の増加ということでござります。

○松本(大)委員 よもや、私大の授業料が一万四千円上がつたから、だから国立大学もそのぐらいいちよつと丸くして一万五千円上げたんだというような乱暴な議論が行われているなんということはない信じたいわけですけれども。

だからこそ、先ほど大臣も値上げの理由として経済社会情勢ということを挙げていらつしゃつた。これまでの答弁でも、例えば水曜日の本委員会での石井委員の御質問に対しては、私立大学の授業料の状況等を勘案したものとか、これまでの国立大学の授業料の改定についても社会経済情勢を総合的に勘案してというふうにおつしやつていて、この「等」が何であるのかというのをちょっと具体的に確認させていただきたいなと思います。

私立大学の値上がり幅のはかに経済社会情勢といふものを申し上げられるのであれば、それは具体的には何を指していらっしゃるのか、御説明をいただきたいと思います。

○石川政府参考人 「等」の中身についてというところでございますけれども、これについて、そのほかの要素として例を挙げるいたしますれば、例えば、学生の保護者の家計収入の動向でありますとか学生生活費、あるいは諸物価の状況、こういったものが考えられるかと思っております。

○松本(大)委員 恐らくそうだらうなと思うんでですね。価格設定をされているわけですから、価格

設定が適正な水準なのかどうかを勘案される際に、社会経済情勢を一応踏まえたとおっしゃるのであれば、物価ですか家計の状況、所得水準とかというのは当然考慮されしかるべきだというふうに思つて、私も資料をいただいたんですけども、今局長は、家計の収入であるとか物価については社会経済情勢として一応踏まえたんだというような御答弁をいただいたんですねけれども、私はそのようにはちょっとと思えないんですね。

これは文部科学省の学生生活調査というんですか、家庭の年間平均収入というものと、それからこれは総務省の調べになるんですけど、消費者物価指数の推移というのをいただいたんですけど、どう見ても、今の局長の答弁とは違つて、それを勘案した授業料の引き上げが行つてこれらたとは思えませんですね。

具体的に言いますと、出していただいた資料どうなつてあるかといいますと、平成十二年が消費者物価指数一〇〇というふうに置いていますので、その平成十二年を比べるとしますと、国立大学の授業料は、昭和五十年三万六千円から四十七万八千八百円、何と十三・三倍になつてゐるわけですね。一方の私立大学がどうかといいますと、十八万二千六百七十七円から、平成十二年は七十九万九千六百五十九円、四・三倍ですね。

一応勘案されたとおっしゃる、社会経済情勢に含まれているとおっしゃった物価の動向ですが、消費者物価指数を比べると、昭和五十年を五四五とすれば、平成十二年が一〇〇ということです。つまり、大ざつぱに言うと、物価は五十年から平成十二年まで約二倍になつてある。同じ期間で国立大学の授業料は十三倍になつた。しかし、私立大学の授業料は四倍であつたということなんですが、私水準にしても、物価の伸びに対しても余りにも授業料の伸びが著しく大き過ぎるんじやないか。社会経済情勢として勘案されたとおっしゃるけれども、それを大きく超えて、余りにも伸びが大き過ぎる

さるんじゃないかなと思うんですね。
しかも、問題はこればかりじゃないわけですね
ピーカークといふものはもうとっくに打つてあるとい
うことなんですね。物価とか家計の平均年収につ
いてはもうとっくにピーカークを迎えて、むしろ今は
低下傾向にあるのに、減少傾向にあるのに、授業
料だけがなぜか一本調子で引き上げられ続けてい
るということあります。
いただいた資料によれば、学生の家庭の平均年
収は、平成八年に九百七十一万九千円でピーカークを
打つて、直近、平成十四年は八百九十七万円まで
下がっているんですね。消費者物価指数がどうか
といいますと、平成十年一〇・〇、ここでピーカーク
を打ちまして、平成十七年は九八・一まで減少率
をしているわけあります。
確かに、一本調子で授業料を上げたことによつ
て私大との授業料格差だけは一・六倍に保たれたま
んですけれども、「等」の一つだと言われた社会的
経済情勢、それに含まれるのは物価の動向や所得
の水準なんだとおつしやられたけれども、そうち
た物価や所得のトレンドを無視するかのように授業
料だけが今もなぜか上がり続けているわけです
ね。

ですか。

○中山國務大臣 確かに、今言われた数字、物価は一・八倍しかなつてないのに、国立大学の授業料は十三・三倍、これはやはり、私も大臣になりました、ちょっとと事務方に聞いてびっくりしたわけございまして、どうしてこうなつたのかなと。私立との格差を是正していくのだ、そういう方針もあつたのでしようけれども、やはり上がり方としては余りにも急激過ぎる。特に、経済情勢、財政といいますか家計の財政状況にかかわりなく、やはり高等教育の機会を与えるという観点からはちょっと問題ではないか、こう思うわけでございます。

そういうことを申し上げた上で委員に申し上げますが、物価は確かに低下傾向にあります、これは中国等からの安い物が入ってきたという、そういうデフレ要因もあるわけで、子細にまだ見ていませんが、サービス部門、特に教育関係のサービス部門の物価指数というのはかなり上がってきてるんじゃないかな。これは確認はしていませんが、多分そつだろうということが一つありますし、経済社会情勢にプラスしまして、財政状況といふのも加えた方がいいんじゃないかなと。国家財政が非常に火の車の中で、受益者負担と、とか、こういった大学の授業料といふのも引き上げざるを得なかつた面もあるのかな、そういう過ぎではないかと思われるかもしれません、が、経済社会財政状況、そもそも、そういう中で上がつてきたんだろうと思うわけございます。

何度も申し上げますが、やはり、適正な水準とは言ひながら、それはあくまで下の方に、できるだけ抑制的な、下の方で推移すべきであるという考え方を私は持つておるところでござります。

○松本(大)委員 今大臣の苦しい御答弁と、いうか苦しい胸のうちを吐露していたいたわけなんですが、やはりそれにひるむわけにはいかないわけでありまして、政権準備党を自称するから物わか

りがすつかりよくなつてしまふのでは、それこそ自傷行為ではないかなと私なんかは思つてございまして、やはりここはもう少し御見解をただしていただきたいなというふうに思つておられます。さつき大臣は、ちょっとと問題ではないかとおっしゃつたんですが、僕は大いに問題なんぢやないかなと思うわけであります。

確認ですけれども、物価も、それから所得水準も低下傾向にある中で、私大が授業料を上げた、あるいは国の財政状況が厳しいのだなんという、今驚くべき御発言もあつたんですけれども、だからといって国立もそれに追随するのであれば、結局、教育の機会均等よりも国家の財政の方を優先されたんだ。要するに、教育論ではなくて財政論なんだとおっしゃつていて、等しいわけですね。

これは冒頭に、川内委員の御質問に対して大臣自身が御答弁をされた、経済状況に左右されない高等教育の機会均等という、文科省自身がのたまわつていらつしやる国立大学の役割とか趣旨を没却せしめかねない行為だと思つてます。まさに自傷行為だと私は思つてますが、国立大学の役割をみずから放棄されるに等しい行為だと思つてますけれども、大臣、いかがですか。

○中山國務大臣 家計の財政状況に左右されない、勉学に対する意欲と能力を持つている若者に、で生きるだけ高等教育の機会を与えていく、これはもう絶対進めていくべきだ、私はこう思うわけございます。

そういう意味で、何度も申し上げますが、国立大学につきましては、授業料、そして入学金も本当に抑制的であるべきだと思つておりますが、物価のことにつきましても、先ほど言いましたように、いろいろな物価があるわけございまして、私立大学との均衡といふことも考えなければいけないという観点もあるわけございます。

また、先ほど、とんでもないと言つましたが、やはり国立大学といえども国の財政の中であつてございまして、御承知のように、今大

りがすつかりよくなつてしまふのでは、それこそ自傷行為ではないかなと私なんかは思つてございまして、やはりここはもう少し御見解をただしていただきたいなというふうに思つておられます。さつき大臣は、ちょっとと問題ではないかとおっしゃつたんですが、僕は大いに問題なんぢやないかなと思うわけであります。

確認ですけれども、物価も、それから所得水準も低下傾向にある中で、私大が授業料を上げた、あるいは国の財政状況が厳しいのだなんといふのですから、もうとんでもないと思うわけですが、僕は思つておらず、ちゃんと私は思つます。

しかし、それでも随分高くなつたものだなと思いますが、これもずっと、やはりこれまでの長い経緯があるんだろうと思うわけございまして、そういう意味で、文科省はもつとしっかりせよと言われますが、本当にしつかりしなければいけない、こう思うわけでございます。

これは冒頭に、川内委員の御質問に対し、自身が御答弁をされた、経済状況に左右されない高等教育の機会均等という、文科省自身がのたまわつていらつしやる国立大学の役割とか趣旨を没却せしめかねない行為だと思つてます。まさに自傷行為だと私は思つてますが、国立大学の役割をみずから放棄されるに等しい行為だと思つてますけれども、大臣、いかがですか。

○松本(大)委員 高くなつたものだなというのは余りにも何か他人事のような、人ごとのような御答弁で、本当にしつかりしていただきたいな思ひます。

何よりも問題なのは、先ほど局長、勘案したとされる社会経済情勢については物価や家庭の所得水準というのがあるんだとおっしゃりながら、こ

うやつて検証すると、実はそうじやないわけです。そうすると、虚偽答弁ともいふべきものじゃないかなと思うわけなんです。

結果、値上げの理由として残るもののが何かといふと、先ほど来、大臣もおっしゃつてあるように、財政的な理由なのか、あるいは結局は、端的に言えば、私学との格差を縮小することだつたり、あるいは広げないことだつたのじやないかなと。つまり、文科省が重視しているのは、御題目じやないでけれども、教育の機会均等という御大臣層なります。

○松本(大)委員 いずれにいたしましてもとか総合的判断というのも、僕は非常にくせものだなどいうふうに思つておる言葉の一つなんですね。私大との格差を広げず、かつ国立大学の機会均等という役割を守るために、私大の授業料を抑制していく手もあるはずですが、これまでそうした方策はとられてきたのでしょうか。

○石川政府参考人 實際の問題として、我が国

変な赤字財政だということはあるわけございますから、そういうことをもろもろ総合的に考えて国立大学の授業料というのも上げられてきたのかなと私は思つます。

しかし、それでも随分高くなつたものだなと思いますが、これもずっと、やはりこれまでの長い経緯があるんだろうと思うわけございまして、そういう意味で、文科省はもつとしっかりせよと言われますが、本当にしつかりしなければいけない、こう思うわけでございます。

これは冒頭に、川内委員の御質問に対し、自身が御答弁をされた、経済状況に左右されない高等教育の機会均等という、文科省自身がのたまわつていらつしやる国立大学の役割とか趣旨を没却せしめかねない行為だと思つてます。まさに自傷行為だと私は思つてますが、国立大学の役割をみずから放棄されるに等しい行為だと思つてますけれども、大臣、いかがですか。

○松本(大)委員 高くなつたものだなというのは余りにも何か他人事のような、人ごとのような御答弁で、本当にしつかりしていただきたいな思ひます。

何よりも問題なのは、先ほど局長、勘案したとされる社会経済情勢については物価や家庭の所得水準というのがあるんだとおっしゃりながら、こ

うやつて検証すると、実はそうじやないわけです。そうすると、虚偽答弁ともいふべきものじゃないかなと思うわけなんです。

結果、値上げの理由として残るもののが何かといふと、先ほど来、大臣もおっしゃつてあるように、財政的な理由なのか、あるいは結局は、端的に言えば、私学との格差を縮小することだつたり、あるいは広げないことだつたのじやないかなと。つまり、文科省が重視しているのは、御題目じやないでけれども、教育の機会均等という御大臣層なります。

○松本(大)委員 いずれにいたしましてもとか総合的判断というのも、僕は非常にくせものだなどいうふうに思つておる言葉の一つなんですね。私大との格差を広げず、かつ国立大学の機会均等という役割を守るために、私大の授業料を抑制していく手もあるはずですが、これまでそうした方策はとられてきたのでしょうか。

○石川政府参考人 實際の問題として、我が国

校のあり方、その状況といったようなことを、私ども高等教育の振興を考えていく場合に忘れることはできないと思つております。そういった意味で、私立大学の存在あるいは私立大学のありようといったようなものは、国立大学の授業料だけではなくて、あり方を考えていく上でも、やはり見放せない、あるいは見過せない問題でございます。

そういうよりも、むしろ大変重要な問題だろう、このように認識しております。

そういう意味で、先ほど来お話を出しておりますけれども、私立大学の授業料の平均額がこの直近の二年間で一万四千円上がつていているということは、今回の国立大学の授業料標準額の改定に大変大きい意味を持つものだ、こう思つております。

それから、諸物価の情勢ですか家計の問題、もちろんこういったことも念頭に置いて、私どもも、そういう指標も見ております。そういう意味では、若干、例えば物価指数全体で見れば、少し減つておるというような傾向もございます。

また、家計の動向などもそれなりの状況を示しておるわけござりますけれども、それが、もしも意圖では、若干、例えは物価指数全体で見れば、少し減つておるというような状況であれば、また今回の改定についても別の考え方もあつたかもしない。

いすれにいたしましても、私どもはそういう状況を総合的に判断いたしまして、できるだけ値上げ幅といいまして、改定幅が小さくなるように最大限の検討と努力をしたものでございます。

○松本(大)委員 いすれにいたしましてもとか総合的判断というのも、僕は非常にくせものだなどいうふうに思つておる言葉の一つなんですね。私大との格差を広げず、かつ国立大学の機会均等という役割を守るために、私大の授業料を抑制していく手もあるはずですが、これまでそうした方策はとられてきたのでしょうか。

○金森政府参考人 お答えを申し上げます。

ましては、私学自身の責任においてそれぞれ自主的に決定されるべき事柄でございますが、各私立大学の授業料等の決定に当たりましては、教育内容の充実や学生サービスの向上などを勘案して決められているものと考えているところでござります。

また、文部科学省いたしましては、従来から、学生や保護者の修学上の経済的負担の軽減等に資するため、経常費補助を中心とした私学助成の充実を図ってきたところでございまして、また、授業料等の学生納付金による収入以外にも、外部資金の導入により経営基盤の強化が図られるよう、私学に対する寄附税制の優遇措置の充実にも努めているところでございます。

さらに、奨学金事業の充実や各私立大学に対する学生納付金抑制の要請などをあわせて行つておるところをございまして、今後とも、私立大学における学生の経済的負担の軽減が図られるように努めてまいりたいと考えております。

○松本(大)委員 私学助成について触れていただきましたけれども、たしか一九七〇年から開始されたんじやないかと思いますが、先ほども引用しましたけれども、文科省さんからいただいた資料によれば、一九七五年から二〇〇四年まで、私学助成は行つてきたとおっしゃるんですが、一貫してその間、私立大学の授業料は二十九年連続で引き上げられ続けておりまして、残念ながら効果は発揮されていないんじゃないかなというふうに思われるを得ないわけであります。

調査室の発行している資料なんですけれども、十八歳人口は、平成四年、私が大学生だったころですけれども、私は第二次ベビーブームなものですから、この当時、平成四年の十八歳人口が二百万人、そこをピークに下がり続けているわけで、現在がどうかといえば、何と百四十万人なんですね。つまりこの間、十年間で十八歳人口は三割も減つてしまつたということなんですね。これだけ減つてしまえば、当然それは大学経営を直撃したはずでございまして、私立大学の約三割が定員割れということも言われているところでございます。

ところが、私学助成の伸び自体は、いただいた資料を見ましても、もはや頭打ちといいますか伸びが限定期になつていて、経営が苦しくなってきた私立大学としては授業料を上げざらにこの先、十八歳人口は百二十万人にまで下がることなんでしょうかけれども。

二〇〇七年には大学全入時代がやつてくる、さらにおきましても授業料の減免制度なども設けまして私立大学でも行われておりますが、国立大学等にまで充実を図ってきたところでございます。また、おきましても授業料の減免制度なども設けましておきましても授業料の減免制度なども設けまして、そういうこととなんですね。このままでは、経営が思わしくない大学のツケは、国立大学生も含めたらすく問題がそこで終わればいいんですけど、そんなん中で、私立大学との格差を広げないようにと、いう理由で、国立大学の授業料までが同様に値上がりをしている。つまり、世の中の物価とか所得水準とは無関係に引き上げを続けられて、今日まで至つてはいる。私立大学の授業料が二十九年間連続で引き上げられていく、文科省の手によって国立大学もそれに追隨させられる、そうした国立大学の授業料の状況を見ながら、私立大学も安心して値上げに踏み切れる、これではまさにインフレスパイラルじゃないかなというふうに思うわけであります。

文科省がこうしたこれまでの施策を抜本的に改めないと、文科省自身が授業料のインフレレスペイドをあおるという状況に変わりはないんじゃないかと考へます。いかがですか。

○石川政府参考人 私学の授業料につきましては、私学助成を積極的に行うことによりましてできるだけ抑制をしようということでこれまで対応しておりますし、また、国立大学につきましても、そういうふうながら授業料等の問題については対応してきているところでござります。

その一方で、私立大学につきましても国立大学につきましても、それぞれ授業料というのはできる限り安く抑えようというような気持ちで、もちろんそれを目指して対応してきたわけございまして、その一方、また多くの学生さん方の教育の機会を確保しよう、経済的な理由で進学を断念することがないようにということで、例えば奨学金事業につきましても、積極的にこれに取り組んで充実を行っておりますが、国立大学等にまで充実を図ってきたところでございます。また、おきましても授業料の減免制度なども設けまして、そういうことでござります。

○松本(大)委員 努力目標を掲げられるのは結構なんですけれども、それで本当に大丈夫なのかなと、いうこととなんですね。このままでは、経営が思わしくない大学のツケは、国立大学生も含めたらすく問題がそこで終わればいいんですけど、そんなん中で、私立大学との格差を広げないようにと、いう理由で、国立大学の授業料までが同様に値上がりをしている。つまり、世の中の物価とか所得水準とは無関係に引き上げを続けられて、今日まで至つてはいる。私立大学の授業料が二十九年間連続で引き上げられていく、文科省の手によって国立大学もそれに追隨させられる、そうした国立大学の授業料の状況を見ながら、私立大学も安心して値上げに踏み切れる、これではまさにインフレスパイラルじゃないかなというふうに思うわけであります。

さつきも申し上げましたけれども、少子化が進んで二〇〇〇年に全入時代を迎える。ただでさえ大学が置かれている経営環境というのは厳しい。しかし、そうかといってすべてを国費で救えるかというと、先ほど大臣もおっしゃいましたけれども、厳しい財政状況にかんがみればそれも難しい。となれば、国立大学法人にも私立大学にも、ある程度の市場原理を導入していくかざるを得ないんだろうなと。

つまり、大学の側で、教育の提供者側に教育サービス向上をめぐる健全な競争原理を働かせて、一方で、教育の受け手、需要者の側には自由な選択をさせて、それによってある程度の淘汰が進むのをやむを得ないところは恐らく国も考えておるんじゃないかなというふうに思うんです。

ただ、ここで重要なことというのは、国の支援の方を機関助成から個人助成に思い切つてしないかなというふうに思つております。

○中山國務大臣 もう何度も申し上げておりますけれども、国立大学というのは、全国的に均衡のと守つていく、むしろそういった方向に転換すべりではないかというのが私の私見なんですけれども、これについて大臣はどのようにお考えでしょうか。

教育の機会均等を経済状況に左右されず確保するんだという大臣のお訴えが、授業料とか入学金の水準が本当にそうなつていればそれを信じたいんですけども、先ほど川内委員からの御指摘もありましたとおり、入学金ですら私立大学よりも高いような状況も出てきている。しかも、授業料についてはもう一・六倍という規模にまでその格差は縮小されてしまつていてるわけですね。

居住地に左右されない教育機会の均等ということであれば、生活費の一部を貸与する形の奨学金制度を拡充していけば、居住地によつて高等教育の機会均等が阻害されることはないと思はりますし、地域への貢献という観点がもし仮にあるとしても、それは今後の税財源の移譲の中で公立の大手として移管していくという手も考えられるはずなんですね。

ですから、私は冒頭にも申し上げたんですが、国立大学の持つてゐる高等教育の機会均等という役割は、むしろ文科省自身の手によつて、今日ではかなり限定的になりつつあるんじやないかななどいうふうに思います。つまり、教育の機会均等をすべて否定しているわけではなくて、機関助成を受ける国立大学として守つていかなければいけない高等教育の機会均等というのは、むしろ、居住地とか経済状況以外の支障のために高等教育を受ける機会が不平等になつてゐるケース、こういうケースで、市場原理とか個人助成では対応できないようなケースにこそ、私は国立大学に対する機関助成というものを行つていくべきだ、集中配分していくべきだと考へるんです。

そこで、大臣にお伺いしたいんですけれども、居住地とか経済状況以外に、今の日本に高等教育の機会均等を妨げてゐるものがあると私は考へてゐるんですが、しかも、それは個人助成や市場原理では解決できないというふうに考へてゐるものがあるんですが、もあるとすれば、それは例えばのようなものだと大臣はお考へですか。

○中山國務大臣 急には思つしませんが、委員はどういうふうなものがあるとお考へでございま

すか。それをお聞きたいと思います。

○松本(大)委員 なぜ大臣にお伺いしたかというと、まさに今回の法改正の内容にそれが盛り込まれてゐるからなんですね。

今回の法改正の対象である筑波技術短大というものは、聴覚、視覚障害者を対象とする我が国唯一の高等教育機関ですね。我が国唯一なんですね。

つまり、身体的なハンディキャップというものは、もっと正確に言うと、それに対応する教育環境の整備のおくれといふのが、高等教育の機会均等を妨げてゐるものなんじやないかなというのが私の考え方まして、その意味で、こういう問題の解決のためにこそ、機関補助によつて、国立大学として高等教育分野におけるノーマライゼーションというものを全力で推進していくべきではないかと私は思うわけあります。

先日も委員会視察でその思いを新たにしたところなんですが、大臣はこの筑波技術短大、ごらんになられたことありますか。

○中山國務大臣 まだございません。

場原理では解決できない分野こそ、国が機関補助によって教育の機会均等を全力で推進していくべききだというふうに思うんです。例えば、教職員の方の増員のために国として思い切って予算増額していくおつもりがあるのかどうか、お聞かせをいただきたい。

○中田國務大臣 松本委員が大学を現場を視察されいろいろお話しされること、なかなか迫力があるなどと思って、一々納得しながら聞いていたところでござります。

この筑波大学の設置に際しましては、現有の施設と教員スタッフを有効活用するということによりまして、組織が肥大化することのないよう組織の設計を行つてあるところでございまして、基本的には、四年制化することによる教育施設の増築とか、あるいは教員増に伴う大幅な経費増は要しないということになつてゐるわけでございます。

ただ、今お話をありましたように、聴覚、そして視覚障害者を対象とする我が国唯一の高等教育機関としての重要性もあるわけでございまして、障害者教育カリキュラム及び障害補償システムの研究開発を行なう障害者高等専門学校支援センターに関して、必要な経費を措置したところでござります。

なお、学生の受け入れが如まれば平成十一年度以降におきまして、学部教育の充実のための経費が必要になるということも考えるわけでございまして、これを、学内資源において対応が困難な場合には、文部科学省といたしましても必要な支援を検討していくことになる、このように考えております。

高等教育のノーマライゼーションという崇高な目的を掲げられていて、私も感銘を受けていただけに、思いつ切り生活感あふれる言葉が出てきたのでおやつと思ったわけですがれども、ひょっとして、何でこんなことをおっしゃるのかなというふうにそんたくしますと、文科省の側が、入学倍率とか、合格者の、センター試験の何か平均得点とか、そんなしようもないものを本学への大学評議会が終わった後、学長さんの方から、今後は入学倍率を上げていきたいとかセンター試験の受験者をふやしたいというようなお話が出てまいりました。

価の基準にしてるんじゃないかなというふうに私はうがつた見方をしているわけなんです。 よもやそんなことはない、ゆめゆめあつてはならない」というふうに私は言ひたひづけなんですね

れども、ほかの大学と同様に、同様なのかどうか
わかりませんけれども、例えば入学倍率であると
かセンター試験の平均点とか、そんな感じもな

いものは運営費交付金の算定基準にしないんだ。少なくとも本学においては算定基準にしないんだ。ということを、大臣にお約束をいただきたいと思ひます。

○石川政府参考人　運営費交付金への反映等々の具体的なお尋ねでござります。私の方からちょっと補足的にお答えをさせていただきたいと思います。

ただいま委員お話をございましたように、現在の筑波技術短期大学、視覚障害者の方あるいは聴覚障害の方々に対しても、すばらしい教育を行つてお

ると、私もお供させていただきまして見せていただきました。そういった国立大学法人につきましては、新しく中期目標、それから中期計画に基づいて、きっちりとそれなりの目標達成の努力をして

いくわけがござります。

○松本(大)委員 特性を踏まえてということがどこまで担保されるか、私は不安に思つておりますので、最高決定責任者である大臣にもぜひ御答弁をいただきたいと思います。

○中山國務大臣 この筑波技術大学は、視覚、聴覚の障害者に対する我が国で唯一の高等教育機関でありますから、その特性を十分踏まえた上で、この大学の運営が適正に行われるよう指導してまいりたいと考えております。

○松本(大)委員 指導されるというのは、文科省内の方々を指導されるということですね。しっかりとお願いしたいと思います。

先ほど、国立大学の役割について大臣とお話をさせていただく中で、理工系、理科系を中心とした人材の養成というようなお話をあつたわけなんです。

そこで、今後、国立大学が法人化されて、中期目標というのが設定され、中期目標をどうやって達成するのかということについて中期計画が策定されて、その中期計画の進捗度合いについて評価が行われて、それが運営費交付金の算定にも反映されていく、こんなイメージを私は持っているわけなんですね。ただ、評価を行うには、やはり、そもそもその評価基準が明確になつていなければいけないと思うわけですね。やはり、国立大学の果たすべき役割というのは何なんだということを明確にするべきではないかというふうに私は思っています。

先ほど、理科系を中心とする人材の養成という

○松本(大)委員 特性を踏まえてということがどうまで担保されるか、私は不安に思つております。それからまた財政的な支援を行っていくということに際しましては、当然のことながら、そういう特性なり個性といったものをしつかり踏まえ、それをきちと評価しながら行っていく、こういった考え方で臨んでいきたいと思っております。

○中山國務大臣　この筑波技術大学は、視覚、聴覚の章書皆こ付する我が国で唯一の高等改修機関のことで、最高決定責任者である大臣にもぜひ御答弁をいただきたいと思います。

貴の問題に対しては、私が目で見て、一つの解答を考へて置いたのでありますから、その特性を十分踏まえた上で、この大学の運営が適正に行われるよう指導してまいりたいと考えております。

○松本(大)委員 指導されるというのは、文科省内の方々を指導されるということですね。しっかりとお願いしたいと思います。

そこで、今後、国立大学が法人化されて、中期させていただく中で、理工系、理科系を中心とした人材の養成というようなお話もあつたわけなんです。

目標というものが設定され、中期目標をどうやって達成するのかということについて中期計画が策定されて、その中期計画の進捗度合いについて評

価が行われて、それが運営費交付金の算定にも反映されていく、こんなイメージを私は持っているわけなんです。ただ、評価を行うには、やはり、そもそもその評価基準が明確になつていなければ

いけないとと思うわけですね。やはり、国立大学の果たすべき役割というのは何なんだというところを明確にするべきではないかというふうに私は思っています。

先ほど、理科系を中心とする人材の養成という

ことなんですが、この理科系を中心というのは、要するに、市場原理ではちょっと難しいようななりスクも、例えば、長期間、結果が出るかどうかわからないような基礎研究に携わる人材を、国費でなら見ることができるという意味では私もよくわかるんですが、では、それ以外に、私立大学とか公立大学では養成できない、国立大学でしかできないんだというような人材養成とは、一体どういうものを想定されているのか、お答えをいただきたいと思います。

○石川政府参考人 これも具体的な中身のお尋ねでございまして、私の方から、私どもの方で考え方

思つております。
国立大学が中心になつて、あるいは国立大学で
なればできないような人材養成などこれらのことにつ
ては内容を少し申し上げさせていただきたいと

よく例に挙げられるのでありますけれども、インド哲学でありますとか、あるいは古典の研究でとか、そういった分野があろうかと思います。それから、極めて最先端のレベルを目指すような自

然科学の分野……（発言する者あり）先ほどの例示、もし御関係の方がいらっしゃつたら申わしけございませんけれども、それから、極めて最先端のレベルを目指すような自然科学研究者、こう

○松本(大)委員 なぜ インド哲学を国立大学と
いつものがこのお話を当てはまるのではない
か、このように考えております。

して機関助成をして、そのための人材を養成していく
いがなければいけないのか、ちょっと私にはすと
んと落ちてこないんですけど、大臣は、国立
大学が担っている、担当すべき人材の養成という

〇中山國務大臣　一義的には、私立大学ではなか
なか対応できぬような分野だろうと思うわけで
のはどういうものだ、どういう人材を養成すべき
だとお考えになられて いますか。

ございますが、特に理工系でありますし、今局長

も答えたように、本当に「ごくごく少数のもの」である、あるいはすぐに成果が上がらないもの、しかしながら長い目で考えると大事なんじやないか、そういうものとか、いろいろあるわけございまます。

では、イン哲が、インド哲学はどうかと言われますと、これは、考え方によると思いますけれども、やはりインド哲学みたいなものも、私は日本にとっても大事なものじゃないかと思いますから、ぜひそれも残していただきたい、こう思うわけございます。

これはなかなか難しゅうございますけれども、全般的に見て、なかなか人々が気がつかないけれども、しかしこれは大事なものだよという、そういうことを見出していくのが、私は国立大学、そして文部科学省の役目であろう、こう思うわけでございます。

大きく見ますと、要するに、なかなか目先の効果はすぐには上がらないけれども、長い目で見て、それが教育の真髓ではないかと思うんですけれども、長い目で見て、我が国のために、そして世界のために貢献できるようなものであれば、そういうものについてもやはりしっかりと支援していくべきじゃないか、このように考えております。

○松本(大)委員 やはり何度も伺いしても、長い目で見て大事な人材というのが、理工系の人材以外には具体化されていないよう私は思うんですね。つまり、国として国立大学に何を期待しているのか、どういう人材を養成してほしいんだといふに思うんですね。

評価の根底を流れるものとしてやはり理念といふものがなければいけないわけですし、では国立大学について、国としてどういう意思を持っているのか、どういう人材を養成すべきだと考えてい

るのか、国立大学でしか養成できない人材とはども、質問通告にはないんですが、川内委員と同じくありますけれども、そのうちの大学の答弁をお伺いする中では、理工系の人材養成ということ以外に明確なことは何もおっしゃつてないと思うわけですね。

何か水かけ論になつてしまふかもしれないのに、質問通告にはないんですが、川内委員と同じくありますけれども、それは十七年の四月よう、今日の日経から一つ何かお題を取り上げてみたいと思うんです。

今後、評価が行われる、その評価については文科大臣が決定した中期目標の達成手順を定めた中期計画の進捗度合いを評価して、それを運営費交付金にも反映していく、こんなイメージを持つているんですが、その中期目標の文科大臣の決定に際しては各国立大学法人の意見を聞くんだということになります。これは要するに、文部科学省経験者というのは文部科学省の係長級以上から国立大学法人の幹部職員に就任している者、こういう意味で申しました。

幹部職員総数、ちょっとなかなかあらわしくないんですけども、ことの十七年四月一日でいりますと、ちょっと数字が動くかもしれませんけれども、千八百九十七名が全体でございますが、そのうちの六百二十四名ということです。幹部職員総数千八百九十七名、そのうちの六百二十四人が文部科学省経験者数ということになります。幹部職員の割合は、本当に今裁量は広がったのかどうかということですね。

その中期目標を、大学側がたたき台をつくつていくに際して、それに関与していると思われるようないい例えれば幹部職員に占める文科省出向者の割合というのはどうなんでしょうか。あるいは、役員会に席を置く理事の方のうち、文科省出向者の割合というのはどうなんでしょうか。あるいは、役員会に席を置く理事の方のうち、文科省出向者の割合といふところも含めて、ちょっとお聞かせいたいと思います。

○玉井政府参考人 お答えを申し上げます。

理事会はまだ法人化されてからの形でございますので、まず、今法人化された理事の方々、ことしの四月一日現在で申し上げますと、理事が、国立大学法人の理事、監事、まず理事が四百十四名、

これが各大学の学長がすべての人事権を持つておられますので、任命権者でございます。したがって、学長の任命権、こういうものを基本に置きながら、

要請に応じて、私どもとしてはいろいろ協力をしていくことにしておるわけでございます。

○松本(大)委員 総務省と財務省の方にお越しただいたんですが、済みません、ちょっと質疑時間が終了しまして質問できなかつたんですけれども。

○斎藤委員長 ただいま議決いたしました本案に對し、伊藤信太郎君外四名から、自由民主党、民主党・無所属クラブ、公明党、日本共産党及び社会民主党・市民連合の五派共同提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

提出者から趣旨の説明を求めます。松本大輔君。

○松本(大)委員 私は、提出者を代表いたしまして、本動議について御説明申し上げます。

す。

案文を朗読して説明にかえさせていただきま

す。

国立大学法人法の一部を改正する法律案

に対する附帯決議(案)

政府及び関係者は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

一 国立大学法人の再編・統合に当たっては、教育研究基盤の強化とともに、個性豊かな大

学の実現に資するよう努めること。また、地域の知の拠点としての役割に鑑み、各国立大学法人は地域とのさらなる連携に努めること。

二 障害者に対応した高等教育機関の整備については、筑波技術大学の整備・支援に努めるとともに、一般大学における受入れの促進を図ること。また、筑波技術大学は、聴覚・視覚障害者を対象とする我が国唯一の高等教育機関であることに鑑み、障害者教育に関する支援及び情報の発信等に努めるとともに、大学評価に当たってはその教育研究の特性に十分配慮すること。

三 授業料等の標準額については、経済状況によつて学生の進学機会を奪うこととなるないよう、適正な金額・水準とするとともに、標準額の決定に際しては、各国立大学法人の意見にも配慮するよう努めること。また、日本学生支援機構等の奨学生の更なる充実を図るとともに、授業料等減免制度の充実や独自の奨学金の創設等の各国立大学法人による学生支援の取組みについて、積極的に推奨・支援すること。

四 国立大学法人評価委員会による中期目標に對する評価の基準を示すとともに、運営費交付金を算定する際にその評価結果がどのように反映されるかを速やかに明らかにすること。

五 国立大学において、質の高い教育研究成果を得るため、老朽施設の整備など研究環境の着実な整備を推進すること。

以上であります。

何とぞ御賛同くださいますようお願いを申し上げます。(拍手)

○斎藤委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○斎藤委員長 起立総員。よつて、本案に対し附帯決議を付することに決しました。

○中山國務大臣 この際、ただいまの附帯決議につきまして、文部科学大臣から発言を求められておりますので、これを許します。中山文部科学大臣。

○中山國務大臣 ただいまの御決議につきましては、その御趣旨に十分留意をいたしまして対処してまいりたいと存じます。(拍手)

○斎藤委員長 お詫びいたします。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○斎藤委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○斎藤委員長 次回は、公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時十一分散会

平成十七年四月二十八日印刷

平成十七年五月一日發行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

P